

令和6年小田原市議会9月定例会議案

(報告第25号～報告第29号)

令和6年9月2日提出

目 次

| | |
|----------------------------|---|
| 報告第 2 5 号 専決処分の報告について…………… | 1 |
| 報告第 2 6 号 専決処分の報告について…………… | 2 |
| 報告第 2 7 号 専決処分の報告について…………… | 3 |
| 報告第 2 8 号 専決処分の報告について…………… | 4 |
| 報告第 2 9 号 専決処分の報告について…………… | 5 |

報告第25号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年9月2日提出

小田原市長 加藤 憲一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和6年7月5日
- 2 損害賠償額 16,000円
- 3 相手方 市外在住者
- 4 事故の概要 令和6年3月28日午前10時35分頃、市内扇町一丁目15番9号付近の寺町交差点において、広報広聴室職員の運転する公用車が市道0086の井細田大橋側からけやき通り側に右折進行していたところ、国道255号を井細田方面から小田原方面に走行し、けやき通り側に右折しようと、停止線を越えた交差点内で停車していた相手方車両が、赤信号を無視して発進し、車両右後方に接触し、これを破損した。

報告第26号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年9月2日提出

小田原市長 加藤 憲一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和6年7月14日
- 2 損害賠償額 977,130円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和6年5月8日午前11時10分頃、市内城山一丁目24番27号の共同住宅駐車場入口付近の下り坂において、環境事業センター会計年度任用職員の運転するごみ収集車が後退しながら転回しようとしたところ、駐車場との段差で左後輪が脱輪し、当該車両の荷箱の作動油パイプが破損し、駐車場アスファルトを汚損させるとともに、脱輪した状態で後退したところ、車両下部が駐車場アスファルト等に接触し、これを破損させた。

報告第 27 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 6 年 6 月 7 日
- 2 損害賠償額 18,216 円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和 6 年 5 月 1 日午前 9 時 32 分頃、市内飯泉 20 番 2 付近の国道 255 号上り車線において、高齢介護課会計年度任用職員が運転する公用車が左折しようとしたところ、車両左側を通過しようとした相手方車両と接触し、ミラー等を破損させた。

報告第 28 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 6 年 8 月 20 日
- 2 損害賠償額 298,634 円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和 6 年 3 月 6 日午後 3 時 30 分頃、市内城山三丁目地内の城山公園内に設置していた竹の柵が朽ちて落下し、隣接する相手方の所有する住宅の窓ガラスと網戸の一部を破損するとともに、外壁に擦れ跡を付けた。

報告第 29 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 6 年 7 月 16 日
- 2 損害賠償額 1, 143, 304 円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和 6 年 5 月 7 日午後 9 時頃、相手方車両が市内荻窪 254 番地付近の市道 0007 を走行していたところ、埋設水道管の漏水により陥没した道路に落下し、車両下部等を破損した。